

宮城県告示第三百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用の手続が開始される土地等

- 1 収用の手続が開始される土地 仙台市宮城野区苦竹一丁目、南目館及び苦竹二丁目地内
- 2 起業者の名称 国土交通大臣
- 3 事業の種類 一般国道四十五号改築工事（坂下拡幅・宮城県仙台市宮城野区苦竹一丁目地内から同市同区苦竹二丁目地内まで）

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

仙台市宮城野区役所（建設部公園課）